

平成 25 年 4 月

各 位

株式会社 紀陽銀行

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応方針について

中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、紀陽銀行の
金融円滑化に向けた基本方針は変わりません。

弊行では、地域金融の円滑化は最も重要な社会的役割のひとつであると認識し、金融仲介機能を最大限に発揮するよう、かねてより積極的に取り組んでまいりました。

また、中小企業金融円滑化法の主旨を踏まえ、平成 22 年 1 月には中小企業者等に対する金融の円滑化に関する基本方針を制定し、よりきめ細やかな対応をおこなうとともに、こうした弊行の取組姿勢等をお客さまにご理解いただき、安心してお取引をいただけるよう努めてまいりました。

この中小企業金融円滑化法は平成 25 年 3 月末をもって期限を迎えましたが、法期限到来後も弊行の金融円滑化に向けた基本方針は何ら変わるものではありません。

これまでどおり、お客さまからの経営課題や資金繰り等のご相談に対しては、ご要望を真摯にお伺いし、丁寧な対応に努めてまいりますので、どうぞお気軽にお取引の本支店へご相談下さい。

以上